

新型コロナウイルスの影響に伴う 済生会『医療費支援制度』のご案内 ～生活困窮者向け『無料低額診療事業』～

従来から実施しております『済生会無料低額診療事業』(医療費減免事業)の対象を、新型コロナウイルスの社会的影響を受けて医療費の支払いにお困りの方に限定して実施いたします。

対象者

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、収入の減少や失業等により医療費の支払いが困難な方。
 - ② 前①の方と同一の世帯で、主として前①の方の収入により生計を維持されている方
- * 済生会飯塚嘉穂病院での診療費のみ適用の制度です。**

減免範囲

保険適用診療費の自己負担額の全額

- ※ 当院での診療費が対象ですので、院外処方による調剤薬局での支払いは対象外となります。

申請に必要なもの

申請に伴い、以下の書類をご提出ください。

- ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響による市町村の公的支援制度の申請書の写し
(緊急小口資金・総合支援資金・住居確保給付金など)
- ※ ①の公的支援制度を申請していない場合は、離職票・収入減少前後の給与明細書・通帳写し等
- ② 本人確認資料(運転免許証、健康保険証書、パスポート等)
- ※ その他、必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。
- ③ 印鑑(シャチハタは不可)



有効期間

申請日から半年間

- ※ 半年後、経済的な困窮状態が改善せず引き続き支援が必要な方は、通常の「無料低額診療事業」に切り替えさせていただきます。(減免範囲の見直しを行います。)

制度の実施期間

令和2年6月1日～当面の間(新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれる迄)

受付窓口

まずは、下記の「なでしこホットライン」までご連絡ください。医療ソーシャルワーカー5名が対応させていただきます。

まずは、
ご相談ください



社会福祉法人 済生会支部
済生会飯塚嘉穂病院

地域医療連携室

なでしこホットライン…0120-745-860

(問合わせ時間…平日 8:30 ~ 17:00)

なでしこ はろー